

# 株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです

## メリット

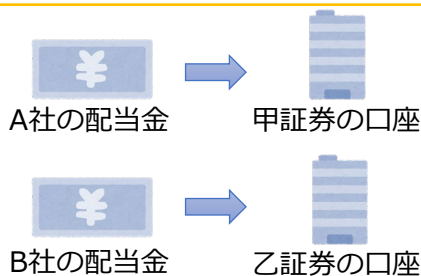
- ✓ 手間なし
  - ✓ 迅速
  - ✓ 安全・確実
- 受取の都度、銀行窓口に行く必要なし  
配当金は最短で支払開始日当日に口座に入金  
自動入金のため紛失やもらい忘れなし  
お忙しい方や長期の留守時にも安心

証券口座や銀行口座で株式の配当金を受け取る方法には、次の①～③の方式があります。  
株主様のニーズに応じてご選択のうえ、取引のある証券会社にお申し出ください。

### 証券口座 で受け取り たい

#### ①株式数比例配分方式

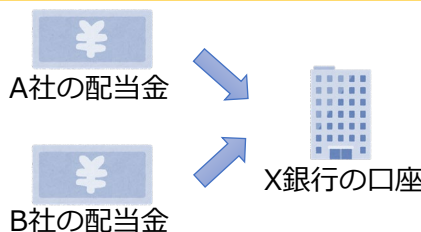
- すべての銘柄の配当金をお持ちの証券口座で受け取る方式です
- ※NISA口座の株式の配当金を非課税にするためには本方式を選択する必要があります



### 銀行口座 で受け取り たい

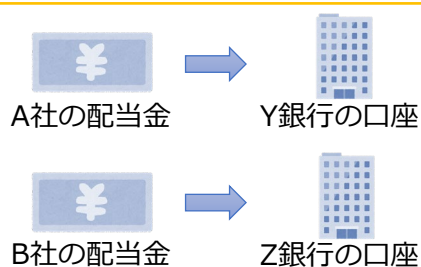
#### ②登録配当金受領口座方式

- すべての銘柄の配当金を予め指定いただいた1つの銀行等の口座で受け取る方式です



#### ③個別銘柄指定方式

- 銘柄ごとに銀行等の口座をご指定いただき、配当金を受け取る方式です
- 銘柄ごとのお手続きが必要です



お手続きは取引のある証券会社へ

各証券会社の  
連絡先はコチラ



日本証券業協会  
「協会員名簿」

#### 【ご利用の留意点】

- お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して①株式数比例配分方式または②登録配当金受領口座方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有する銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます。他の方式との併用はできません。
- 1銘柄でも保有株式の管理口座が特別口座（下記ボックス参照）になっている場合、①株式数比例配分方式を選択できません。ただし、②登録配当金受領口座方式と③個別銘柄指定方式は選択できます。

#### Q.特別口座とは、どのような口座ですか？

A.2009年の株券電子化の際に株券を預託されなかった株主の権利を保護するために、発行会社が株主名簿管理人である信託銀行等に開設した暫定的な口座です。

#### Q.特別口座に記録された株式がありますが、①株式数比例配分方式を選択したい場合は、どうすればよいですか？

A.株式数比例配分方式を選択するためには、証券口座を開設のうえ、特別口座に記録されている株式を同口座に移管する必要があります。詳しい手続きは、銘柄ごとに信託銀行等にお問合せください。

#### Q.自身名義の特別口座が開設されているか分かりません。どうすればよいですか？

A.証券保管振替機構に開示請求することができます（有料）。詳しい手続きは、お取引のある（あるいは今後お取引予定の）証券会社にお問合せください。なお、開示請求では特別口座の開設先は確認できませんが、保有銘柄や残高については確認できませんので、特別口座の開設先にお尋ねください。

各信託銀行等の連絡先はコチラ



日本証券業協会  
「特別口座についてのお手続き」

開示請求手続きの詳細はコチラ



証券保管振替機構  
「登録済加入者情報の開示請求制度」